

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条に基づく
女性の職業選択に資する情報の公表について

令和 4 年 7 月 2 9 日
復 興 庁

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 21 条に基づき、女性の職業選択に資する情報について、以下のとおり公表します。

1. 採用した職員に占める女性職員の割合（令和 3 年度）

区分	女性割合
非常勤職員	48.4%
任期付職員	—

※復興庁で行っている職員の採用は非常勤職員及び任期付職員のみ。令和 3 年度中に採用した任期付職員はいなかった。

2. 各役職段階の職員の女性割合

役職段階	女性割合 (令和4年1月1日現在)	女性割合 (令和3年1月1日現在)	前年からの 伸び率
指定職相当	0.0%	0.0%	0.0% ^{※1}
本省課室長相当職	5.0%	4.5%	0.5% ^{※1}
地方機関課長・本省課長補佐相当職	4.1%	0.0%	4.1% ^{※1}
係長（本省）相当職	20.5%	21.4%	△0.9% ^{※1}

3. 管理職の女性割合（令和 4 年 1 月 1 日現在）

女性割合
5.0%

※「管理職」とは、給与法別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員で、その属する職務の級が 7 級以上である職員を指す。

4. 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（令和3年度）

(1) 男女別の育児休業取得率

区分	男性割合	女性割合
常勤職員	40.0%	—
非常勤職員	—	—

※女性職員及び男性の非常勤職員で令和3年度中に新たに育児休業が可能となった職員はいなかった。

(2) 男女別の育児休業取得期間の分布状況

取得期間	男性	女性
1月未満	50.0%	—
1月以上6月未満	50.0%	—
6月以上12月未満	0.0%	—
12月以上	0.0%	—

5. 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況（令和3年度）

	取得率	平均取得日数 (実際に取得した者の平均取得日数)
配偶者出産休暇 ※上限：2日	80.0%	1.7日
育児参加のための休暇 ※上限：5日	100%	4.6日
合計5日以上取得率	80.0%	

6. 年次休暇の取得率（令和3年）

平均年次休暇使用日数	11.6日
------------	-------

※本項目については常勤職員について把握したものの。

7. 職員に占める女性の割合（令和4年1月1日現在）

区分	女性割合
常勤職員	13.7%
非常勤職員	47.8%